

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人隆仁会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)

② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他

③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 鹿児島市高麗町 7 番 1 号

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 2 年 3 月 5 日

(4) 設立登記年月日 平成 2 年 3 月 12 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長		
理 事		
同		
同		
同		
同		
同		
監 事		
同		
評 議 員		
同		
同		

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	納病院	4610118236	鹿児島県鹿児島市高麗町7番1号	一般病床 36床

- 注）1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
居宅介護支援事業所 甲南 ヘルパーステーション 甲南	鹿児島市高麗町8番25号 鹿児島市高麗町8番25号	

注）地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年 5月21日 令和5年度決算の決定

令和7年 3月24日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人 隆仁会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市高麗町7番1号

財 産 目 録

(令和 7年3月31日現在)

1. 資 産 額	410,587
2. 負 債 額	234,615
3. 純 資 産 額	175,972

(内 訳)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	153,214
B 固 定 資 産	257,373
C 資 産 合 計 (A+B)	410,587
D 負 債 合 計	234,615
E 純 資 産 (C-D)	175,972

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

法人名 医療法人 隆仁会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市高麗町7番1号

貸 借 対 照 表

(令和 7 年 3 月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	153,214	I 流 動 負 債	145,122
現金及び預金	76,539	買掛金	1,339
事業未収金	56,734	預り金	1,104
たな卸資産	2,226	未払費用	123,679
前払費用	330	短期借入金	19,000
その他の流動資産	17,385		
II 固 定 資 産	257,373		
1 有形固定資産	254,171		
建物	107,772		
構築物	551		
医療用器械備品	1,560		
その他の器械備品	4,922	II 固 定 負 債	89,493
車両及び船舶	0	長期借入金	80,112
土地	139,366	役員仮受金	942
		長期未払金	8,439
2 無形固定資産	659		
電話加入権	659	負債合計	234,615
		純資産の部	
		科 目	金 額
3 その他の資産	2,543	I 資 本 金	29,548
出資金	98	II 資 本 剰 余 金	
保証金	106	III 利 益 剰 余 金	146,424
保険積立金	0	繰越利益剰余金	146,424
長期前払費用	765		
前払保険料	1,566	IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
その他投資等	8		
		純資産合計	175,972
資産合計	410,587	負債・純資産合計	410,587

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 隆仁会

※医療法人整理番号

所在地 鹿児島市高麗町7番1号

損 益 計 算 書

(自 令和 6年 4月 1日 至 令和7年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		309,733
2 事業費用		
(1)事業費	303,568	
(2)本部費		303,568
本来業務事業利益		6,165
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		25,131
2 事業費用		35,984
附帯業務事業損失		10,853
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		4,688
II 事業外収益		
受取利息	49	
その他の事業外収益	22,046	22,095
III 事業外費用		
支払利息	2,073	
その他の事業外費用	17,275	19,348
経常損失		1,941
IV 特別利益		
固定資産売却益	260	
その他の特別利益		260
V 特別損失		
固定資産除却損		
その他の特別損失		9
税引前当期純損失		1,681
法人税・住民税及び事業税		952
法人税等調整額		0
当期純損失		2,633

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

法人名 医療法人 隆仁会

所在地 鹿児島市高麗町7番1号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 隆仁会
理事長 納 和宏 殿

私は、医療法人 隆仁会の令和6年会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和7年5月22日

医療法人 隆仁会

監事 黒岩 隆哉

